

お客様各位

緊急事態宣言の拡大に伴う窓口の縮小について

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が4月7日に7都府県に発令され、4月16日に対象地域が全国に拡大されました。

当金庫におきましても感染拡大を防止するとともに、今後より状況が悪化した際にも、最低限の業務を継続するために、窓口業務の縮小を行っております。

ただし、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者様ならびに個人のお客様のご相談につきましては、通常時と変わらない対応をとらせていただいております。

お客様には大変ご不便をおかけいたしますが、なにとぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するためには、人と人の接触を大幅に減らすことが有効と言われておりますので、お客様におかれましてもできる限り外出が不要となるようお備えください。

令和2年4月20日
松本信用金庫